

| | | |
|------------------|-------------|---------|
| 歳出科目 (P196～P197) | 3 款 2 項 4 目 | 児童福祉施設費 |
|------------------|-------------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|---------|--------|--------|-----|
| こどもの家事業 | 24,199 | 24,219 | △20 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|--------|------|--------|
| 一般財源 | 24,199 | 需用費 | 7 |
| | | 役務費 | 407 |
| | | 委託料 | 23,785 |

【目的】

地元町内会に譲渡した旧こどもの家において、地域と行政が一定の役割分担の下で、子どもたちに安全・安心に遊ぶことのできる場を提供する。

【実施内容】

- (1) 実施場所 旧こどもの家 (33 か所)、公民館 (1 か所)
- (2) 利用対象 おおむね 3 歳以上 15 歳以下の児童
- (3) 使用料 無料
- (4) 管理体制 町内会等の推薦による管理員を各施設に 1 人配置
- (5) 実施時間 月曜日から金曜日：午後 3 時から午後 5 時まで
土曜日、夏休み等：午後 1 時から午後 5 時まで
- (6) 休館日 日曜日、祝日、8 月 13 日から 15 日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
- (7) 利用状況

| 区分 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) | 令和 3 年度 (見込み) |
|------------|--------|------------------|------------------|
| 延べ利用者数 (人) | 65,014 | 45,591 | 51,216 |

※「いちのちょうこどもの家」については、利用実態を踏まえ、令和 2 年度末をもって事業を休止する。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和元年度は 3 月 4 日から 3 月 31 日まで、令和 2 年度は 4 月 1 日から 4 月 5 日まで及び 4 月 9 日から 5 月 10 日まで閉鎖

※大雪に伴い、令和 3 年 1 月 12 日から 1 月 19 日まで閉鎖 (一部、小学校の臨時休業にあわせ閉鎖を延長)

| | | |
|------------------|-------------|---------|
| 歳出科目 (P196～P197) | 3 款 2 項 4 目 | 児童福祉施設費 |
|------------------|-------------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|---------------|-------|-------|------|
| 三世代交流プラザ管理運営費 | 5,696 | 5,920 | △224 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|----------|-------|----------|-------|
| 使用料及び手数料 | 273 | 需用費 | 1,274 |
| 諸収入 | 8 | 役員費 | 158 |
| 一般財源 | 5,415 | 委託料 | 4,154 |
| | | 使用料及び賃借料 | 86 |
| | | 備品購入費 | 24 |

【目的】

世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを促進する。

【実施内容】

- (1) 設置場所 上越市南本町三丁目 2 番 26 号
(ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室)
- (2) 利用時間 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
- (3) 休館日 火曜日、祝日の翌日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
- (4) 管理体制 南本町三丁目を始め周辺 9 町内会等で構成する南三世代交流プラザ運営協議会に管理運営業務を委託
- (5) 維持管理 エレベーター、冷暖房機器、消防用設備等の点検等
- (6) 利用状況

| 区分 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) | 令和 3 年度 (見込み) |
|------------|--------|------------------|------------------|
| 延べ利用者数 (人) | 15,706 | 10,153 | 13,429 |

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和元年度は 3 月 4 日から 3 月 31 日まで、令和 2 年度は 4 月 1 日から 4 月 5 日まで及び 4 月 9 日から 5 月 10 日まで子どもが利用する自由遊びの場を閉鎖、4 月 19 日から 5 月 10 日までは施設を臨時休館

※大雪に伴い、令和 3 年 1 月 10 日から 1 月 19 日まで施設を臨時休館

| | | |
|------------------|--------|--------|
| 歳出科目 (P196～P197) | 3款2項5目 | 若竹寮運営費 |
|------------------|--------|--------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------|---------|---------|-------|
| 若竹寮管理運営費 | 218,883 | 216,309 | 2,574 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|----------|---------|------|---------|
| 分担金及び負担金 | 4,534 | 需用費 | 1,010 |
| 県支出金 | 200,458 | 委託料 | 217,873 |
| 一般財源 | 13,891 | | |

【目的】

保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、あわせて入所児童一人一人の生活状況に対応した養育を行うとともに、自立のための援助を行う。

【実施内容】

(1) 指定管理者

社会福祉法人みんなでいきる

(指定期間：平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)

(2) 業務内容

- ・若竹寮の運営及び施設設備の維持管理
- ・入所児童の養育、自立のための援助

(3) 入所児童の状況 (月平均)

(単位：人)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 (見込み) |
|-------|-------|----------------|----------------|
| 未就学児童 | 6 | 4 | 6 |
| 小学生 | 8 | 11 | 13 |
| 中学生 | 11 | 11 | 11 |
| 高校生 | 18 | 17 | 16 |
| 合計 | 43 | 43 | 46 |

※入所定員 56人

| | |
|-----|----------|
| 提出課 | 健康づくり推進課 |
|-----|----------|

| | | |
|------------------|--------|---------|
| 歳出科目 (P200～P201) | 4款1項1目 | 保健衛生総務費 |
|------------------|--------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|---------|-------|-------|--------|
| 保健衛生総務費 | 4,897 | 6,994 | △2,097 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|-------|------------|-------|
| 諸収入 | 164 | 旅費 | 68 |
| 一般財源 | 4,733 | 需用費 | 90 |
| | | 役務費 | 22 |
| | | 使用料及び賃借料 | 2,368 |
| | | 負担金補助及び交付金 | 2,349 |

自動体外式除細動器（AED）の維持管理のほか、新型インフルエンザ等の感染症対策などの保健衛生に係る業務を行うもの

○自動体外式除細動器（AED）の設置 2,404

【目的】

事故等の救急時に適切に使用できるよう、市所管施設に設置したAEDの更新及び維持管理を行うとともに、民間事業所等に設置された市民が利用可能なAEDの設置場所を周知し、利用環境の向上及び市民の安全・安心の確保を図る。

【実施内容】

- (1) 市施設に設置したAED本体の保守管理及び消耗品の補充
- (2) 民間事業所等のAED設置状況調査
- (3) 広報上越及び市ホームページによるAEDの利用環境の周知及び普及啓発
- (4) 職員等に対する救命講習を年4回実施

○新型インフルエンザ対策事業 11

【目的】

鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生に備え、社会機能を維持・確保するため、感染予防に関する情報提供や防護対策等を行い、市民の安全・安心を確保する。

【実施内容】

- (1) 新型インフルエンザ等感染症に関する情報収集
- (2) 消毒薬、マスク及び防護服等、備蓄している対策物品の管理
- (3) 上越市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく研修や訓練を実施するとともに、国及び県と連携し、予防接種体制の整備を図る。

○保健医療等支援事業 2,233

【目的】

保健・医療に携わる各団体を支援し、安全・安心な医療及び保健事業の提供や協力体制を堅持することにより、健診等の質的向上、市民の健康増進及び地域医療体制の充実を図る。

【実施内容】

| 名 称 | 目的・事業内容等 | 令和2年度 予算① | 令和3年度 予算② | 比較増減 ②-① |
|---------------------|---|--------------|--------------|-------------|
| 上越医師会保健医療福祉業務調整等交付金 | 市内医療機関への各種事業の連絡・周知、事業に係る相談・調整等に対する事務費を上越医師会に交付し、市の保健医療福祉業務を円滑に行う。 | 1,320 | 1,320 | 0 |
| 上越歯科医師会交付金 | 歯科保健事業活動費用の一部を上越歯科医師会に助成し、健康診査等の質的向上と地域住民の健康増進を図る。 | 913 | 913 | 0 |

| | | |
|-----------------|--------|---------|
| 歳出科目（P202～P203） | 4款1項1目 | 保健衛生総務費 |
|-----------------|--------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 保健福祉総合データベース事業 | 19,265 | 16,715 | 2,550 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|--------|----------|-------|
| 一般財源 | 19,265 | 委託料 | 9,473 |
| | | 使用料及び賃借料 | 9,792 |

【目的】

適切な保健指導等を迅速に行うために必要となる健（検）診情報、疾病歴、在宅療養者の健康情報及び訪問指導状況などの基礎的な個人情報をもとに、蓄積したデータを分析し、疾病の傾向などの統計データを作成することにより、様々な健康に関する施策への活用を図る。

【3年度目標】

令和3年度に予定しているシステム改修について、設計やテストを徹底し、不具合なく作業を完了する。

【実施内容】

- (1) 健康管理システム等の運用 13,686
健康管理システムによる成人保健、母子保健、予防接種の各事業の円滑な運用を図るとともに、市民の健康増進の基礎となる健康情報の適正な管理を行う。
- (2) 健康管理システムの改修（健（検）診ガイドライン対応） 1,759
令和3年度の新潟県健（検）診ガイドラインの変更及び国への事業報告レイアウトの変更に伴い、システム改修を行う。
- (3) 健康管理システムの改修（マイナンバー対応） 2,695
ロタウイルス予防接種及び新型インフルエンザ予防接種に係る自治体間の情報連携に対応するため、システム改修を行う。
- (4) 健康管理システムの改修（日常生活圏域（中学校区単位）ごとに対応） 358
生活習慣病の重症化や介護予防を推進するため、日常生活圏域（中学校区単位）ごとにハイリスク対象者を抽出し、個別的支援実施状況、有所見の実態データや改善状況について国へ報告することが必要となることから、システム改修を行う。
- (5) 健康管理システムの改修（健診予約対応） 767
新型コロナウイルス感染防止対策として令和2年度から健診を予約制としたことから、予約欄を追加したレイアウトに受診券を変更するためのシステム改修を行う。

| | | |
|------------------|--------|---------|
| 歳出科目 (P202～P203) | 4款1項1目 | 保健衛生総務費 |
|------------------|--------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 骨髄移植ドナー支援事業 | 435 | 295 | 140 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|-----|------------|-----|
| 一般財源 | 435 | 需用費 | 15 |
| | | 負担金補助及び交付金 | 420 |

【目的】

骨髄等を提供した人（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務する事業所等へ助成を行うことにより、骨髄移植への理解を深めるとともに骨髄を提供するドナーが、安心して移植できる環境整備を推進し、骨髄バンクへのドナー登録者の増加を図る。

【3年度目標】

関係団体と協力し、骨髄ドナー登録併行型献血会場や成人式などの機会を捉えて、助成事業の周知や骨髄バンクの普及・啓発活動を行い、骨髄ドナー登録に向けた機運の醸成を図り、ドナー登録者数を増加させる。

【実施内容】

(1) ドナー及びドナーが勤務する事業所等への支援 420

① 助成対象ドナー

市内に在住し、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた人

② 助成対象事業所

ドナーが勤務している市内の事業所等（ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）で、ドナー特別休暇制度を設けており、ドナーの雇用を証明できる書類を提出できる事業所等

<対象及び助成金額一覧>

| 対 象 | | 助成金額 |
|---------|-----------------------|------------------|
| 助成対象ドナー | ドナー特別休暇制度がない事業所に勤務の場合 | 2万円/日×日数(上限14万円) |
| | ドナー特別休暇制度がある事業所に勤務の場合 | 1万円/日×日数(上限7万円) |
| 助成対象事業所 | ドナー特別休暇制度がある事業所 | 1万円/日×日数(上限7万円) |

助成金額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数に助成対象の区分に定める額を乗じた額とする。

<骨髄移植ドナー支援事業助成見込み及び計画>

| 年 度 | 令和元年度 | 令和2年度見込み | 令和3年度計画 |
|----------|-------|----------|---------|
| 当初予算（千円） | 140 | 280 | 420 |
| 助成金額（千円） | 540 | 490 | 420 |
| 助成件数（件） | 4 | 4 | 4 |

(2) ドナー助成事業の周知、啓発 15

- ・成人式において、新成人に啓発チラシを配布する。
- ・広報上越や市ホームページ、市公式SNSを通じて周知する。
- ・商工会議所、商工会を通じて全市の事業所に骨髄ドナー登録や助成制度の啓発チラシを配布する。
- ・上越教育大学や県立看護大学などの市内で行われる骨髄ドナー登録併行型献血において、上越保健所やNPO団体と協力し、助成制度の啓発チラシ等を配布するとともに、ドナー登録者の増加に向けた呼びかけを行う。

| | | |
|------------------|--------|---------|
| 歳出科目 (P202~P203) | 4款1項1目 | 保健衛生総務費 |
|------------------|--------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-----------------|-------|-----|-------|
| 新型コロナウイルス感染症対策費 | 1,551 | 0 | 1,551 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|-------|------|-------|
| 一般財源 | 1,551 | 需用費 | 1,331 |
| | | 役務費 | 220 |

【目的】

新型コロナウイルス感染症の市内での感染拡大を防止する。

【3年度目標】

新型コロナウイルス感染症に関する注意事項等の啓発チラシやポスターの作成・配布等により、市民に適宜適切な情報を周知し、市内での感染拡大を防止する。

【実施内容】

(1) 啓発チラシの作成

新型コロナウイルス感染症に関する注意事項等の啓発チラシを年4回作成し、広報上越とともに全世帯へ配布し、市民への注意喚起を行う。

(2) 啓発ポスターの作成

公共施設やスーパー、ショッピングモール等に掲示する啓発ポスターを年1回作成し、施設利用者への注意喚起を行う。

(3) デジタルサイネージへの表示

上越妙高駅に設置したデジタルサイネージに、新型コロナウイルス感染症に関する注意事項等の情報を表示し、駅利用者への注意喚起を行う。

| | | |
|------------------|--------|-------|
| 歳出科目 (P202～P205) | 4款1項2目 | 母子衛生費 |
|------------------|--------|-------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|---------|---------|--------|
| 母子保健事業 | 208,725 | 215,466 | △6,741 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|-------|---------|----------|---------|
| 国庫支出金 | 2,489 | 報酬 | 30,494 |
| 県支出金 | 2,945 | 報償費 | 8,704 |
| 諸収入 | 5,013 | 需用費 | 4,696 |
| 一般財源 | 198,278 | 委託料 | 139,829 |
| | | 使用料及び賃借料 | 1,085 |
| | | 扶助費 | 18,661 |

上越市健康増進計画等に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進及び生涯を通じた健康への基盤づくりのための各種母子保健サービスを推進するもの

○妊婦一般健康診査等事業 129,363

【目的】

妊婦自身が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、流早産・妊娠高血圧症候群等の予防や体調変化に早期に対応できるようにするとともに、妊娠期から子どもの成長や発育・発達・育児について考える機会を持つことにより、子育てに関する不安の軽減及び生涯を通じた健康への基盤づくりを推進する。

【3年度目標】

- ・すくすく赤ちゃんセミナー（妊娠応用編）において、参加者全員が講座内容を理解できることを目指す。
- ・妊娠届出時等において妊婦へ電子母子手帳サービスの活用について説明を行い、利用を促す。

【実施内容】

- (1) 妊婦一般健康診査費用公費負担 14回

国が定めた「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に基づき、公費負担の対象となる検査を適切に受診するよう促す。

- (2) すくすく赤ちゃんセミナー

生涯を通じた健康づくりは妊娠期から始まるという視点で、妊婦及びその家族への健康教育を実施する（妊娠基本編、妊娠応用編、出産編の3回）。

- (3) 電子母子手帳サービス事業

市民に妊娠・出産・育児に関する母子保健情報や感染症情報、子育て関連イベント情報等をスマートフォンなどのモバイル端末で提供する。

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------------------|--------|--------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 妊婦一般健康診査 受診件数(件) | 15,393 | 13,908 | 14,692 | △701 |

○妊産婦・新生児訪問指導事業 6,256

【目的】

母子保健法に基づき、保健指導が必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導や子育て相談を行うことにより、正常な妊娠・出産及び育児の確保に努め、母子の健康の保持・増進と虐待予防の強化を図る。

【3年度目標】

- ・妊娠期及び乳幼児期からの健康づくりを推進するため、必要に応じて妊婦訪問を勧めるとともに、産婦及び新生児訪問については全件訪問を目指す。
- ・産後うつ病のリスクが高い産婦を把握し、関係機関と連携して早期に支援を行う。

【実施内容】

(1) 妊産婦・新生児訪問指導事業

地区担当制により助産師や保健師が全件訪問を実施する。また、必要に応じて助産師と地区担当保健師が同行訪問し、継続的な支援を行う。

産婦訪問において、産後うつ病質問票を用いて産後うつ病のリスクが高い産婦を把握するとともに、医療機関への受診勧奨等の支援を早期から行う。

(2) こんにちは赤ちゃん事業

長期入院や長期里帰りなどにより妊産婦・新生児訪問ができなかった人に対し、おおむね生後4か月までに地区担当保健師等が訪問指導を実施する。

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|-----------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 訪問指導件数(件) | 2,940 | 2,568 | 2,584 | △356 |

○産前・産後ヘルパー派遣事業 1,569

【目的】

体調不良のため家事や育児が困難な妊産婦の家庭及び多胎児を出生した家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持する。

【3年度目標】

- ・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業を実施する際において事業内容の周知を図り、支援が必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。
- ・委託事業者数を維持し、支援が必要な家庭の利用希望に応えられる環境を整える。

【実施内容】

- (1) 派遣期間 妊娠中及び産後16週以内で60時間を限度とする。
多胎児の場合は、妊娠中及び産後1年以内で70時間を限度とする。
- (2) 派遣内容 家事援助、兄姉の世話、乳児の世話及び母親への支援
- (3) 利用料金
日中(午前8時～午後6時) 30分につき275円
早朝(午前6時～午前8時) 30分につき625円
夜間(午後6時～午後10時) 30分につき625円
深夜(午後10時～午前6時) 30分につき943円

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|--------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 延べ利用時間 | 631 | 336 | 638 | 7 |

【目的】

子どもの発育・発達に関する学習の機会を提供することにより、保護者自らが子どもの育ちを確認できることを目指すとともに、適切な時期での健康診査の受診を促すことにより、疾病や異常の早期発見と発育・発達に応じた支援につなげる。

【3年度目標】

- ・各乳幼児健康診査の平均受診率 95.0%以上を目指す。
- ・歯科健康診査における口腔ケアに関する健康教育を充実し、3歳児のむし歯罹患率 10.0%以下を維持する。
- ・離乳食相談会については、対象者の 50.0%以上の参加率を維持する。特に、初めて離乳食を進める第一子について参加率 80.0%以上を目指す。

【実施内容】

(1) 集団健診

3か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を実施する。また、疾病等が発見された場合、医療機関への受診を促す。3か月児以外の集団健診は、歯科健康診査とフッ化物歯面塗布（希望者のみ：自己負担 1,000円）をあわせて実施する。

保護者自身が子どもの育ちを確認し、よりよい親子のコミュニケーションの習得や発達を促す運動遊びができるよう支援する。また、成長曲線を活用した乳幼児期の栄養指導及び発育・発達や育児等の個別相談に応じる。

(2) 個別健診（医療機関委託）

6か月児及び9か月児健康診査については個別健診を実施する。

(3) 離乳食相談会

離乳食初期（5か月児）、離乳食中期（7か月児）の2回実施する。

離乳期の栄養、発育・発達及び育児等の個別相談に応じる。

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|-------------------------------|--------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 乳幼児健康診査平均受診率 （歯科健康診査含む）（%） | 95.0以上 | 91.3 | 95.0以上 | 0 |
| 3歳児むし歯罹患率（%） | 10.0以下 | 7.4 | 10.0以下 | 0 |
| 離乳食相談会 参加率（%） | 50.0以上 | 43.3 | 50.0以上 | 0 |
| 第一子参加率（%） | 90.0以上 | 64.7 | 80.0以上 | △10 |
| フッ化物歯面塗布件数（件） | 4,900 | 4,356 | 4,660 | △240 |

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、集団健診では受付時間を分割して実施し、離乳食相談会では事前予約制とする。

【目的】

子どもを産み育てたいと願う市民が安心して妊娠・出産を迎えられる環境を整えるため、不妊不育治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【3年度目標】

必要な人がもれなく制度を利用できるよう、医療機関への周知を行うとともに、広報上越や市ホームページ等により市民への情報発信を行う。

【実施内容】

- (1) 助成内容：不妊不育治療検査及び保険診療費の一部負担金、保険適用外医療費の自己負担分、薬局で処方された薬の自己負担分
ただし、県助成対象医療費分を除く。
- (2) 助成率及び上限額
助成率：5割、上限額：10万円
- (3) 助成回数は年1回とし、通算回数の制限はなし
- (4) 対象年齢の制限はなし
- (5) 申請可能期間は、不妊不育治療に要した期間の末日から2年以内

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|--------|--------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 助成件数(件) | 392 | 370 | 387 | △5 |
| 助成金額(千円) | 16,440 | 14,328 | 16,398 | △42 |

○子育て・女性・思春期相談事業 1,992

【目的】

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じた知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。

【3年度目標】

- ・中学生、高校生を対象とした思春期保健事業について、関係機関と連携し、市内全ての中学校及び上越管内の高等学校での健康講座を実施する。
- ・助産師の健康相談室の適切な利用により、母親等の不安を軽減できるよう支援する。

【実施内容】

- (1) 助産師の健康相談室
 - ・電話相談を週4回実施 月・木曜日 午前9時30分から午前11時30分まで
金曜日 午前9時30分から午前11時30分まで
午後6時30分から午後8時30分まで
 - ・市ホームページや各種子育て支援関係のパンフレットで周知するほか、妊娠届出時及び訪問、思春期保健事業を通じて相談先を周知する。
- (2) 思春期保健事業
 - ・中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催し、それぞれの年齢や実態に合わせた健康教育を実施する。

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 命、きずなを考える講座(回) | 70 | 67 | 77 | 7 |
| 思春期保健講座(回) | 45 | 40 | 44 | △1 |

| | | |
|------------------|--------|-------|
| 歳出科目 (P204~P205) | 4款1項2目 | 母子衛生費 |
|------------------|--------|-------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 保健センター管理運営費 | 30,552 | 33,906 | △3,354 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|--------|------------|--------|
| 財産収入 | 1,779 | 報酬 | 180 |
| 諸収入 | 2,609 | 需用費 | 18,367 |
| 一般財源 | 26,164 | 役務費 | 233 |
| | | 委託料 | 10,189 |
| | | 使用料及び賃借料 | 815 |
| | | 負担金補助及び交付金 | 759 |

【目的】

各種保健サービスを総合的に行うとともに、地域住民の自主的な保健活動の場として施設環境を整備し、市民の健康づくりを推進する。

【実施内容】

施設の保守点検や修繕工事等の維持管理を行う。

(1) 主な経費の内容

- ・燃料費、光熱水費 16,747
- ・修繕料 1,382
 - 駐車場ライン引き直し修繕（上越）
 - 集団指導室カーテン取付修繕（上越）
 - 検査室及び診察室鍵交換修繕（中郷）
 - ガス漏れ検知器交換修繕（板倉）
 - 身障者トイレ便座修繕（名立）
 - 身障者トイレ手洗器修繕（名立）
- ・委託料 10,189
 - 清掃業務委託料（上越、柿崎、大潟、吉川、中郷、板倉、三和）
 - 機械警備業務委託料（上越、中郷、三和、名立）
 - 冷暖房切替保守等業務委託料（上越、柿崎、大潟、中郷、板倉、三和、名立）
 - 屋上等除雪委託料（安塚、中郷）ほか
- ・負担金 759
 - 施設設備維持管理費用負担金（浦川原）

(2) 保健センター別予算及び利用者数

| | 当初予算 (千円) | | 令和2年度 利用者数(人) | | 令和3年度 利用者数 見込み② | 比較増減 ②-① | 備 考 |
|-----|--------------|-----------|------------------|-----------|-----------------------|-------------|---|
| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 当初 見込み① | 実績 見込み | | | |
| 上 越 | 6,456 | 6,860 | 5,300 | 3,945 | 4,000 | △1,300 | |
| 安 塚 | 2,360 | 2,273 | 20 | 0 | 0 | △20 | 保健センターとしての利用見込みはないが、1階部分を市が診療所として使用 |
| 浦川原 | 3,841 | 3,616 | 6,000 | 3,300 | 4,200 | △1,800 | |
| 大 島 | 22 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 令和元年度末から休止中 |
| 柿 崎 | 1,243 | 1,221 | 1,900 | 1,422 | 1,900 | 0 | |
| 大 潟 | 1,923 | 1,889 | 7,500 | 4,200 | 4,200 | △3,300 | |
| 吉 川 | 2,135 | 1,938 | 3,900 | 5,749 | 5,700 | 1,800 | |
| 中 郷 | 1,865 | 1,855 | 1,800 | 1,620 | 1,800 | 0 | |
| 板 倉 | 5,455 | 5,212 | 3,300 | 2,054 | 3,000 | △300 | |
| 三 和 | 6,454 | 3,382 | 2,600 | 2,600 | 2,600 | 0 | |
| 名 立 | 2,152 | 2,284 | 60 | 0 | 0 | △60 | 保健センターとしての利用見込みはないが、建物の一部を民間が借り受け診療所として使用 |
| 合 計 | 33,906 | 30,552 | 32,380 | 24,890 | 27,400 | △4,980 | |

<令和3年度利用者数見込みの主な増減理由>

- ・上越保健センター
休日歯科・障害者歯科診療センターが開院したことに伴う会議等利用の減少
- ・浦川原保健センター
保健事業の会場変更に伴う利用者の減少
- ・大潟保健センター
民生委員や栄養士等の会議及び地域支え合い事業の会場変更に伴う利用者の減少
- ・吉川保健センター
健康相談、地域支え合い事業での利用回数増に伴う利用者の増加
- ・板倉保健センター
乳幼児健診受診者の減及び地域支え合い事業参加者の減に伴う利用者の減少

| | |
|-----|------|
| 提出課 | こども課 |
|-----|------|

| | | |
|------------------|--------|-------|
| 歳出科目 (P204～P205) | 4款1項2目 | 母子衛生費 |
|------------------|--------|-------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------------|---------|---------|---------|
| 妊産婦・子ども医療費助成事業 | 682,111 | 722,137 | △40,026 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|---------|-------|---------|
| 県支出金 | 194,980 | 報酬 | 2,871 |
| 寄附金 | 1 | 職員手当等 | 306 |
| 繰入金 | 1,134 | 共済費 | 511 |
| 一般財源 | 485,996 | 役務費 | 226 |
| | | 委託料 | 20,554 |
| | | 扶助費 | 657,512 |

【目的】

妊産婦と子どもの医療費を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進する。

【実施内容】

(1) 妊産婦医療費助成

市内に住民票のある妊産婦の医療費について、医療機関等で支払う自己負担額を助成する。

<助成件数及び助成額>

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 予算② | 比較増減 ②-① |
|---------|--------|--------|--------------|-------------|
| | 当初予算① | 実績見込み | | |
| 助成件数(件) | 11,532 | 12,131 | 11,676 | 144 |
| 助成額(千円) | 59,494 | 70,481 | 61,769 | 2,275 |

(2) 子ども医療費助成

高校卒業相当の年齢までの子どもの医療費について、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成する。

※一部負担金：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回 (同一医療機関で1か月5回目以降は無料)

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生の一部負担金については無料

<助成件数及び助成額>

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 予算② | 比較増減 ②-① |
|---------|---------|---------|--------------|-------------|
| | 当初予算① | 実績見込み | | |
| 助成件数(件) | 327,883 | 306,671 | 323,068 | △4,815 |
| 助成額(千円) | 630,784 | 593,378 | 595,743 | △35,041 |

| | | |
|------------------|-------------|-------|
| 歳出科目 (P204～P205) | 4 款 1 項 2 目 | 母子衛生費 |
|------------------|-------------|-------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------------|-------|-------|------|
| 未熟児養育医療給付事業 | 6,129 | 6,602 | △473 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|-------|-------|------|-------|
| 国庫支出金 | 2,385 | 委託料 | 3 |
| 県支出金 | 1,192 | 扶助費 | 6,126 |
| 一般財源 | 2,552 | | |

【目的】

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 制度概要

生まれたときの体重が 2,000 グラム以下又は 2,000 グラムを超えていても医師の診断により一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認めた場合に医療費の一部を助成する。

(2) 給付期間

出生日から最長で 1 歳の誕生日前日まで

(3) 給付件数及び給付額等

| 区分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 予算② | 比較増減 ②－① |
|----------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初予算① | 実績見込み | | |
| 給付件数 (件) | 72 | 90 | 66 | △6 |
| 給付人数 (人) | 38 | 56 | 45 | 7 |
| 給付額 (千円) | 6,599 | 9,390 | 6,126 | △473 |

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P204～P205) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------|--------|--------|--------|
| 市民健康診査事業 | 82,871 | 85,418 | △2,547 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|--------|------|--------|
| 県支出金 | 1,315 | 報酬 | 5,149 |
| 諸収入 | 50,714 | 共済費 | 841 |
| 一般財源 | 30,842 | 旅費 | 259 |
| | | 需用費 | 1,795 |
| | | 役務費 | 7,499 |
| | | 委託料 | 66,856 |

【目的】

予防可能な生活習慣病の発症と重症化を予防するため、市民健康診査等を実施し、健診結果を基に適切な治療や栄養・運動等の生活指導、各種健康教育・相談につなぐことで、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。

【3年度目標】

市民健康診査及び後期高齢者健康診査等の受診勧奨の取組と新型コロナウイルス感染症予防対策を継続するとともに、新たにモバイル端末からの健診申込みを可能にするなど受診しやすい環境を整えることで、受診率の向上を図り、生活習慣病の発症と重症化予防につなげる。

＜健康診査受診者の比較＞

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|-----------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 市民健康診査 | 1,210 | 871 | 1,200 | △10 |
| 後期高齢者健康診査 | 7,070 | 4,971 | 6,800 | △270 |
| 肝炎ウイルス検診 | 370 | 204 | 300 | △70 |

＜健康診査受診率の見込み、目標＞

(単位：%)

| 区分 | 令和2年度見込み | 令和3年度目標 |
|-----------|----------|---------|
| 市民健康診査 | 16.3 | 25.2 |
| 後期高齢者健康診査 | 16.9 | 22.5 |

※令和3年度より健診対象者の抽出条件を過去5年間の受診歴の有無から過去3年間の受診歴の有無に変更

【実施内容】

(1) 市民健康診査、後期高齢者健康診査、肝炎ウイルス検診の実施

① 市民健康診査

令和3年度末の年齢が18歳から39歳の人のうち、国民健康保険加入者、他保険被扶養者等及び18歳以上の生活保護受給者を対象に健康診査を実施する。

② 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険制度加入者のうち要介護4又は5以外の人を対象に健康診査を実施する。

③ 肝炎ウイルス検診

40歳以上の人で肝炎ウイルス検診未受診者を対象に肝炎ウイルス検診を実施する。

<自己負担金及び実施回数>

| 区 分 | 市民健康診査 | 後期高齢者健康診査 | 肝炎ウイルス検診 |
|----------|--------|-----------|----------|
| 自己負担金(円) | 1,500 | 無料 | 700 |
| 実施回数(回) | 224 | | |

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、健康診査を予約制とし、令和3年度からは電話のほかにインターネットからの予約申込みも可能とする。

(2) 市民健康診査の受診者増加への取組

- ・初めて健診を受ける人にもわかりやすい健康診査カレンダーの作成を行うとともに、広報上越、FM-J、有線放送、新聞などを活用した周知を行う。
- ・モバイル端末等から24時間インターネット経由により健診の申込みができるインターネット健診予約システムを活用し、申込みしやすい体制を整える。
- ・国民健康保険に新規加入した18歳から39歳の人や乳幼児健診に来られる保護者といった若い世代が集まる機会を捉え、健康診査の重要性を周知し、受診勧奨を行う。
- ・生活保護世帯の健診対象者に対し、受診勧奨ハガキの発送やケースワーカー訪問時における受診勧奨を行うとともに、減免申請手続を省略し、受診しやすい環境を整備する。
- ・後期高齢者が健康診査を医療機関で受診できる環境を整備する。
- ・健康づくりポイント事業の活用により、市民健康診査受診者の増加を図る。

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P204～P207) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------|---------|---------|--------|
| がん予防推進事業 | 159,695 | 162,025 | △2,330 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 国庫支出金 | 520 | 報酬 | 2,694 |
| 諸収入 | 19,482 | 職員手当等 | 286 |
| 一般財源 | 139,693 | 共済費 | 506 |
| | | 需用費 | 290 |
| | | 役務費 | 5,722 |
| | | 委託料 | 150,010 |

【目的】

各種がん検診を実施し、がんの早期発見に努め、精密検査が必要な人を医療機関の受診へつなぐことで早期治療に結び付ける。

【3年度目標】

モバイル端末から全てのがん検診の申込みが可能なインターネット健診予約システムの導入等により、市民ががん検診を受診しやすい環境を整備し、がん検診の受診率向上を目指す。

<令和2年度見込み>

| 区分 | 胃がん検診 | 大腸がん検診 | 肺がん検診 | 子宮頸がん検診 | 乳がん検診 | 前立腺がん検診 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 対象者数(人) | 123,157 | 123,157 | 123,157 | 81,638 | 65,090 | 45,071 |
| 受診者数(人) | 5,642 | 8,086 | 12,786 | 4,733 | 3,009 | 3,230 |
| 受診率(%) | 4.6 | 6.6 | 10.4 | 5.8 | 4.6 | 7.2 |

(対象者数は令和2年3月31日現在の人口から算出)

<令和3年度計画>

| 区分 | 胃がん検診 | 大腸がん検診 | 肺がん検診 | 子宮頸がん検診 | 乳がん検診 | 前立腺がん検診 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 対象者数(人) | 123,137 | 123,137 | 123,137 | 81,451 | 64,982 | 45,173 |
| 受診者数(人) | 7,600 | 14,600 | 18,100 | 5,600 | 4,500 | 4,200 |
| 受診率(%) | 6.2 | 11.9 | 14.7 | 6.9 | 6.9 | 9.3 |

(対象者数は令和2年12月31日現在の人口から算出)

※対象者数については、厚生労働省のがん検診実施の指針に基づき、40歳以上の全人口で算出

※子宮頸がん検診は20歳以上の女性、前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象

【実施内容】

(1) 各種がん検診の実施

<胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診>

| 区 分 | 胃がん検診 | 大腸がん検診 | 前立腺がん検診 |
|-----------|--------|--------|-----------|
| 対象者 | 40 歳以上 | | 50 歳以上の男性 |
| 自己負担金 (円) | 1,000 | 400 | 2,400 |
| 実施回数 (回) | 224 | | |

<肺がん検診>

| 区 分 | 胸部間接撮影 | 喀痰細胞診 | 胸部CT検診 |
|-----------|--------|----------------|--------|
| 対象者 | 40 歳以上 | 40 歳以上の高危険群該当者 | |
| 自己負担金 (円) | 300 | 1,000 | 6,400 |
| 実施回数 (回) | 224 | | 随時 |

<子宮頸がん検診・乳がん検診>

| 区 分 | 子宮頸がん検診 | | 乳がん検診 |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| | 集団検診 | 施設検診(医療機関) | 集団検診 |
| 対象者 | 20 歳以上の女性 | | 40 歳以上の女性 |
| 自己負担金 (円) | 1,200 | 2,300 | 1,600 |
| 実施回数 (回) | 68 | 随時 | 73 |

<受診者数の比較>

(単位：人)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②－① |
|---------|--------|--------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 胃がん検診 | 7,820 | 5,642 | 7,600 | △220 |
| 大腸がん検診 | 15,200 | 8,086 | 14,600 | △600 |
| 肺がん検診 | 18,310 | 12,786 | 18,100 | △210 |
| 喀痰検診 | 440 | 294 | 386 | △54 |
| 子宮頸がん検診 | 5,610 | 4,733 | 5,600 | △10 |
| 乳がん検診 | 4,520 | 3,009 | 4,500 | △20 |
| 前立腺がん検診 | 4,320 | 3,230 | 4,200 | △120 |
| 合 計 | 56,220 | 37,780 | 54,986 | △1,234 |

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、がん検診を予約制とし、令和3年度からは電話のほかにインターネットからの予約申込みも可能とする。

(2) 受診率向上への取組（年齢は全て令和3年度末時点）

① 受診勧奨

個別通知によるほか、様々な機会を捉えて働き盛り世代への働きかけを継続する。

- ・国民健康保険加入時の窓口での受診勧奨
- ・1歳6か月児健康診査時の保護者への受診勧奨
- ・町内会や公立保育園等の健康講座参加者への受診勧奨
- ・健康づくりポイント事業の活用による受診勧奨
- ・民間生命保険会社と連携し、健康診査やがん検診の受診の必要性に関するチラシ等により、市内事業所等への啓発活動を行う。

② モバイル端末等からのインターネット経由による24時間検診受付

がん検診の申込みが24時間できるインターネット健診予約システムを活用する。

③ 無料検診の実施（市単独事業）

- ・胃がん検診（40歳のみ）

④ 大腸がん検診申込者に検体容器を事前配布し、検診当日に検体容器を提出できるようにすることで、市民の利便性を図る。

⑤ 無料クーポン券の配付（国の補助事業）

- ・子宮頸がん検診（21歳のみ）
- ・乳がん検診（41歳のみ）

⑥ 土曜日・日曜日健診の実施

土曜日及び日曜日等に健康診査等を実施することにより、働き盛りの世代が受診しやすい環境を整備する。

| | | | | |
|------------------|--------|------------|-----|-------|
| 歳出科目 (P206～P207) | 4款1項3目 | 予防費 | | |
| | | | | 単位：千円 |
| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | |
| 結核検診事業 | 18,408 | 18,239 | 169 | |
| 主な財源 | | 主な経費 | | |
| 一般財源 18,408 | | 役務費 121 | | |
| | | 委託料 18,287 | | |

【目的】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく健康診断として結核検診を実施し、結核の早期発見により市民の結核に対する不安の解消及び結核のまん延防止に努める。

【3年度目標】

結核検診の受診率の向上を目指す。

<受診者数、受診率の見込み・計画>

| 区分 | 令和2年度見込み | 令和3年度計画 |
|---------|----------|---------|
| 対象者数(人) | 61,576 | 61,653 |
| 受診者数(人) | 10,127 | 14,700 |
| 受診率(%) | 16.4 | 23.8 |

※対象者数については、厚生労働省のがん検診実施の指針に基づき、65歳以上の全人口で算出(令和2年度の見込みは令和2年3月31日現在、令和3年度計画は令和2年12月31日現在の人口から算出)

【実施内容】

- ・65歳以上の市民を対象として結核検診(胸部間接撮影)を実施する。
- ・活動性肺結核による精密検査対象者に対しては、確実に受診につながるよう受診勧奨を行う。

<自己負担金及び実施回数>

| 区分 | 結核検診(胸部間接撮影) |
|---------|--------------------------|
| 自己負担金 | 無料(69歳までは肺がん検診として300円負担) |
| 実施回数(回) | 224 |

<受診者数の比較>

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------|--------|--------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 結核検診(人) | 14,560 | 10,127 | 14,700 | 140 |

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、検診を予約制とし、令和3年度からは電話のほかにインターネットからの予約申込みも可能とする。

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P206～P207) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|-------|-------|------|
| 訪問指導事業 | 8,557 | 9,548 | △991 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|-------|----------|-------|
| 県支出金 | 139 | 報酬 | 5,013 |
| 諸収入 | 756 | 職員手当等 | 426 |
| 一般財源 | 7,662 | 共済費 | 731 |
| | | 需用費 | 873 |
| | | 役務費 | 530 |
| | | 使用料及び賃借料 | 599 |

【目的】

健康診査等の結果から生活習慣病を発症するリスクがあると判定された人に、訪問指導を実施することにより、自らの身体の状態を理解した上で食生活や身体活動等の生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症と重症化予防のための行動ができるようにする。

【3年度目標】

健康診査等の結果から生活習慣病の発症と重症化のリスクがあると判定された対象者への訪問指導を延べ6,681件実施する。そのうちⅡ度高血圧以上者(160/100mmHg以上)及び糖尿病領域にある者(HbA1c6.5%以上)等の継続した訪問指導を1,000件実施することで重症化予防を行う。

【実施内容】

(1) 重症化予防訪問(特定保健指導含む)

生活習慣病の重症化予防として、健診結果やレセプト情報を基に、市民一人一人の生活状況に合わせた保健指導を実施する。

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 実績見込み① | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|--------|-----------------|--------------|-------------|
| 訪問実人数 | 4,939 | 5,681 | 742 |
| 訪問延べ人数 | 5,373 | 6,681 | 1,308 |

(2) 健診受診勧奨

生活習慣病の重症化リスクを持つⅡ度高血圧以上者(160/100mmHg以上)及び糖尿病領域にある者(HbA1c6.5%以上)等のうち、健診未受診者に対し電話や訪問等で受診勧奨を実施する。

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、訪問前に電話予約及び体調確認を行う。

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P206～P207) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|---------|---------|--------|
| 予防接種事業 | 353,231 | 355,021 | △1,790 |

| 主な財源 | | 主な経費 | | | | | |
|----------|--------|------|---------|-----|-------|-----|---------|
| 分担金及び負担金 | 11 | 諸収入 | 10 | 報酬 | 1,729 | 役務費 | 3,665 |
| 国庫支出金 | 16,060 | 一般財源 | 336,658 | 共済費 | 238 | 委託料 | 345,234 |
| 県支出金 | 492 | | | 需用費 | 535 | 扶助費 | 1,585 |

【目的】

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

【3年度目標】

医療機関、保育園、幼稚園及び学校等と連携し、積極的に接種勧奨を行い、各種予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

(1) 子どもの予防接種

対象者 定期接種対象者

実施方法 委託医療機関での個別接種

実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

助成額 接種費用の全額

<接種率の見込み・計画>

(単位：%、ポイント)

| 種類 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① | |
|----------|-------|-------|--------------|-------------|-----|
| | 当初計画① | 実績見込み | | | |
| 四種混合 | 90.0 | 93.5 | 94.0 | 4.0 | |
| 二種混合 | 81.0 | 92.0 | 84.0 | 3.0 | |
| 麻しん風しん混合 | 1期 | 90.0 | 91.3 | 97.0 | 7.0 |
| | 2期 | 93.0 | 102.1 | 96.0 | 3.0 |
| 日本脳炎(定期) | 72.7 | 99.1 | 92.5 | 19.8 | |
| BCG | 90.0 | 88.9 | 92.0 | 2.0 | |
| ヒブ | 90.8 | 93.4 | 93.0 | 2.2 | |
| 小児用肺炎球菌 | 90.1 | 90.7 | 93.0 | 2.9 | |
| 水痘 | 92.0 | 100.6 | 95.0 | 3.0 | |
| B型肝炎 | 90.0 | 88.5 | 89.0 | △1.0 | |
| ロタウイルス | 91.0 | 93.0 | 93.0 | 2.0 | |

(2) 大人の風しん予防接種（任意接種）

対象者 市内に住所を有し、風しん抗体価が基準値未満で、次の①から③のいずれかに該当する者

① 妊娠を希望する女性

② 風しん抗体価が基準値未満である妊娠を希望する女性の夫又は同居者

③ 風しん抗体価が基準値未満である妊婦の夫又は同居者

※ただし、②と③については、次項(3)の対象者を除く。

実施方法 委託医療機関での個別接種

実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

助成額 風しん単独：4,000円、麻しん風しん混合：6,000円

接種予定者数 156人

(3) 大人の風しん抗体検査・予防接種（定期接種）

① 抗体検査

対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

実施方法

・委託医療機関での検査

・特定健診や健康増進法に基づく健診での検査（市町村国保加入者や生活保護受給者）

・事業所健診での検査（健康保険等加入者）

実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

助成額 検査費用の全額

受検予定者数 4,860人

② 予防接種

対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性のうち抗体価が基準値未満の者

実施方法 委託医療機関での個別接種

実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

助成額 接種費用の全額

接種予定者数 1,264人

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P206～P209) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|--------|--------|--------|
| 保健指導事業 | 16,958 | 19,604 | △2,646 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|--------|------|-------|
| 県支出金 | 613 | 報酬 | 7,228 |
| 諸収入 | 3,494 | 需用費 | 832 |
| 一般財源 | 12,851 | 共済費 | 855 |
| | | 役務費 | 760 |
| | | 報償費 | 1,180 |
| | | 委託料 | 3,912 |

上越市健康増進計画に基づき、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予防の啓発及び健康教育等により、高額な医療費を要し治療が長期化する傾向が強い脳血管疾患や心筋梗塞、慢性腎臓病等の発症予防と重症化予防を図り、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指すもの

○生活習慣病予防対策事業 12,880

【目的】

上越市健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進するため、市の健康課題の解決に向けた取組により、生活習慣病の発症及び重症化を予防する。

【3年度目標】

健康診査受診者のⅡ度以上高血圧者(160/100mmHg以上)及び糖尿病領域者(HbA1c6.5%以上)の減少を目指す。

【実施内容】

(1) 健康づくり推進協議会の開催(2回)

上越市健康増進計画に基づいた健康づくり事業の報告や、健康づくり施策の方向性についての協議を行うため、健康づくり推進協議会を開催する。

[充] (2) 高血圧対策

脳血管疾患や心疾患につながる高血圧を予防・改善するため、Ⅱ度以上高血圧者割合が高い傾向が見られる頸北地区において、健診時に尿中塩分測定を行い、保健指導を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携を強化し、減塩の推進や家庭血圧測定の定着などを図る。

(3) 生活習慣病予防講座

・糖負荷検査(3回)

糖尿病等の生活習慣病の予備群を対象に糖負荷検査を行い、その結果に基づいた保健指導を行い、自ら健康管理ができるよう支援する。

・頸動脈エコー検査・尿中アルブミン検査(個別対応)

特定保健指導の積極的支援該当者等に動脈硬化の状態を確認するための検査を行い、医療機関への受診や生活習慣等の改善につなげる。

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、頸動脈エコー検査・尿中アルブミン検査の結果返却は個別対応とする。

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------------------------|---------|--------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 糖負荷検査 (人) | 83 (7) | 42 (2) | 43 (2) | △40 (△5) |
| 頸動脈エコー検査・ 尿中アルブミン検査 (人) | 53 (2) | 22 (2) | 23 (2) | △30 (0) |

※ () は国民健康保険加入者以外的人数

(4) 健診会場での保健指導

市が実施する健診会場で健診結果を活用した具体的な個別指導を行う。

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|---------|--------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 207 | 237 | 215 | 8 |
| 参加人数 (人) | 21,000 | 18,000 | 21,000 | 0 |

(5) 健診結果説明会での保健指導

経年の健診結果から自らの健康状態を確認し、重症化予防のために生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する。

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 400 | 315 | 360 | △40 |
| 参加人数 (人) | 7,000 | 5,000 | 7,000 | 0 |

(6) 健康講座、健康相談会

地域や職域の健康課題に沿った健康講座等を実施する。特に高血圧対策と併せて高血圧予防をテーマとした講座を展開していく。

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 420 | 200 | 300 | △120 |
| 参加人数 (人) | 14,000 | 5,000 | 8,000 | △6,000 |

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一部実施を見合わせたため回数等が減少したが、令和 3 年度は、引き続き感染防止対策を徹底しながら、年間を通じて実施する。

(7) 働き盛り世代の健康づくりの推進

・企業等との連携による健康支援の取組

働き盛り世代への健康づくりの取組を企業等に広げるため、中小事業所等の健康管理を支援する上越地域産業保健センターや民間保険会社と連携し、生活習慣病予防に関する健康講座を行う。

・企業看護職との連携による健康支援の取組

働き盛り世代への健康づくりの取組を企業等に広げるため、看護職を対象とする研修会を上越保健所と連携し開催する。

・全国健康保険協会新潟支部との連携協定に基づく取組

人工透析予防サポート事業等を実施する。

[充]・健康づくりポイント事業

健康診査受診率及び結果説明会の参加率の向上を主眼とし、市民が自ら行う健康づくりに関する取組に対しポイントを付与し、15ポイントで市温浴施設等の入浴券又は地産地消推進店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品の地場産品などが当たる健康づくりポイント事業を引き続き実施する。

新たに、モバイル端末による申込みを開始し、若い世代を含む市民の健康増進の取組を支援する。

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|-----------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 取組参加人数(人) | 1,780 | 1,780 | 1,820 | 40 |

(8) 学校血液検査保健指導

・学童期からの生活習慣病予防教育の推進

小学5年生及び中学2年生並びにその保護者に対して、養護教諭等と連携しながら、食べ物と血液の関係について学習する機会を設け、生活習慣の改善に向けて取り組むことができるよう支援する。

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|--------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 小学校(校) | 50 | 38 | 48 | △2 |
| 中学校(校) | 22 | 19 | 22 | 0 |

※ 令和3年度は、小学校数が2校減となる。

○健康づくり地域支援事業 587

【目的】

地域の健康課題を明らかにし、地域ごとに異なる健康課題に沿った健康づくり活動が自発的に行われるように、上越市健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進する。

【3年度目標】

健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が主体的に健康づくり活動を推進できるよう支援するため、健康づくり推進活動チーム研修会の参加者1,250人を維持する。

【実施内容】

健康地区組織活動支援事業

健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が地域における主体的な活動を展開できるよう、各地区において健康づくり推進活動チーム研修会を年1回開催する。食生活改善推進員及び運動普及推進員の新規会員には養成講座を開催し、現会員には高血圧に重点を置き、生活習慣病重症化予防に向けた育成研修会を開催する。

・健康づくり推進活動チーム研修会

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数(回) | 31 | 0 | 31 | 0 |
| 参加人数(人) | 1,250 | 0 | 1,250 | 0 |

・食生活改善推進員及び運動普及推進員養成講座

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 食 推 (人) | 40 | 0 | 40 | 0 |
| 運 推 (人) | 25 | 0 | 25 | 0 |

・食生活改善推進員育成研修会

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 9 | 0 | 12 | 3 |
| 参加人数 (人) | 280 | 0 | 300 | 20 |

・運動普及推進員育成研修会

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 4 | 0 | 9 | 5 |
| 参加人数 (人) | 230 | 0 | 180 | △50 |

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催しなかったが、令和 3 年度は、感染防止対策として、1 会場当たりの参加人数を減らしつつ、会場数を増やして実施する。

○食生活改善事業 2,496

【目的】

市民が健康な身体づくりのために、バランスの取れた食習慣の大切さを理解し、生活の中に取り入れることができるよう、地域ごとの特徴や実情を踏まえた活動を支援することで、生活習慣病予防につなげる。

【3 年度目標】

乳幼児の保護者及び健診結果説明会等の参加者が、子どもの発育・発達に合わせた食べ方や自分自身の身体に合った食べ方を理解し、食習慣を選択できるよう支援することで、適正体重の人の割合を増やす。

【実施内容】

(1) 生活習慣病予防教室

健診結果説明会や地区の健康講座等の会場で、生活習慣病予防のガイドラインに基づく 1 日の食品の基準量を展示し、健診結果の背景にある食生活の見直しを支援する。また、高血圧予防に重点を置き、塩分の目安量や減塩食品の展示等を実施する。

| 区 分 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|---------|-------|----------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 405 | 0 | 413 | 8 |
| 参加人数 (人) | 18,000 | 0 | 18,000 | 0 |

(2) 元気っこ教室

乳幼児健康診査等の会場で、年齢に合わせた1日の食品の基準量を展示し、子どもの発育・発達に合った食生活の実践を支援する。

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|----------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 回 数 (回) | 102 | 1 | 96 | △6 |
| 参加人数 (人) | 2,450 | 34 | 2,400 | △50 |

※令和2年度は生活習慣病予防教室、元気っこ教室ともに新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ実施することができなかったが、令和3年度は感染防止対策を徹底しながら実施する。

○身体機能維持支援事業 912

【目的】

市民が身体活動・運動の大切さを理解し、習慣付けるような行動変容を促すとともに、若い頃から自分の身体に関心を持ち、身体活動の増加を図るよう意識付けることにより、生活習慣病や身体機能の低下を予防する。

【3年度目標】

身体活動・運動普及活動の継続並びに健康づくりポイント事業の活用により運動習慣のある人(※)を増やす。

※20歳～74歳については、歩行又は身体活動を1日1時間以上実施している人、1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している人。75歳以上については、ウォーキング等の運動を週に1回以上実施している人

【実施内容】

(1) 体力測定活動

保育園や子育てひろば等で保護者の握力測定を実施し、身体活動の増加、運動習慣の動機付けや定着を図る。

年間予定回数：43回 予定参加者数：2,500人

(2) 運動普及活動

健診結果説明会等で、健診結果を確認しながら、運動や血圧の資料を用いた啓発を行うことにより、適正体重の維持や血圧管理の必要性について理解を促し、運動の動機付けや生活習慣病予防・フレイル予防につなげる。

年間予定回数：107回 予定参加者数：3,200人

※令和2年度は体力測定活動、運動普及活動ともに新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ実施することができなかったが、令和3年度は感染防止対策を徹底しながら実施する。

【目的】

生活習慣病の重大な危険因子である喫煙による健康被害を減少させるため、未成年者の喫煙防止や成人の禁煙支援を推進するとともに、健康増進法に基づき、受動喫煙を防止するための啓発活動や市所管施設の受動喫煙防止対策を推進する。

【3年度目標】

- ・妊婦及び健康診査受診者の喫煙率の減少を目指す。
- ・望まない受動喫煙が生じないように、喫煙に関する知識の普及と意識啓発など、県と連携し、受動喫煙を防止するための措置を推進する。

<妊婦の喫煙率>

| 区 分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (12 月末現在) |
|----------|----------|-------|----------------------|
| 対象者数 (人) | 1,273 | 1,240 | 881 |
| 喫煙者数 (人) | 20 | 20 | 13 |
| 喫煙率 (%) | 1.6 | 1.6 | 1.5 |

<健康診査受診者の喫煙率>

| 区 分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (12 月末現在) |
|----------|----------|--------|----------------------|
| 対象者数 (人) | 19,660 | 19,724 | 13,281 |
| 喫煙者数 (人) | 2,194 | 2,162 | 1,355 |
| 喫煙率 (%) | 11.2 | 11.0 | 10.2 |

【実施内容】

(1) 妊産婦喫煙防止

- ・すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、喫煙による母子への健康被害に関する資料を配付し、禁煙に向けた指導を行う。
- ・妊娠届出時や 3 か月児健康診査等において、喫煙が健康へ及ぼす影響に関する資料を配付し、喫煙習慣のある妊産婦に対しては禁煙に向けた指導を行う。

(2) 未成年者喫煙防止

教育委員会と連携し、小学 6 年生と中学 3 年生に対して喫煙防止の啓発資料を配付し、たばこの害について周知する。

(3) 禁煙支援

特定健康診査及び市民健康診査を受診した喫煙者に対して、COPD（慢性閉塞性肺疾患）や禁煙外来の紹介等に関する資料を配付し、禁煙行動に結び付くよう支援する。

(4) 受動喫煙防止

市所管施設において適正な受動喫煙防止対策が実施されるよう、適切な助言・指導を行う。

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P208～P209) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 高齢者予防接種事業 | 179,499 | 156,989 | 22,510 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|---------|------|---------|
| 一般財源 | 179,499 | 需用費 | 112 |
| | | 扶助費 | 89 |
| | | 役務費 | 620 |
| | | 委託料 | 178,678 |

【目的】

予防接種法に基づき、65歳以上の市民及び一定の基準を満たす60歳以上65歳未満の市民を対象に予防接種を実施し、疾病の発症や重症化を予防する。

【3年度目標】

肺炎球菌予防接種の定期接種対象者への個別通知を実施するほか、広報上越や市ホームページ、委託医療機関による周知を図り、予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

(1) 季節性インフルエンザ

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が満65歳以上の人
接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- ④ 接種回数 実施期間内で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額5,336円(自己負担なし)
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,686円
(自己負担額1,650円)

⑥ 接種率の見込み・計画

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------|--------|--------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 対象者数(人) | 61,821 | 61,821 | 62,013 | 192 |
| 接種者数(人) | 39,856 | 46,083 | 46,200 | 6,344 |
| 接種率(%) | 64.5 | 74.5 | 74.5 | 10.0 |

(2) 肺炎球菌感染症

① 助成対象者

- ・令和3年度末時点の年齢が満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人
- ・令和3年度末時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人

② 接種方法 委託医療機関での個別接種

③ 接種期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

④ 接種回数 生涯で1回

⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額8,138円(自己負担なし)
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,528円
(自己負担額4,700円)

⑥ 個別通知 助成対象者に対して、個別通知を実施する。

⑦ 接種率の見込み・計画

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 対象者数(人) | 9,079 | 9,079 | 8,930 | △149 |
| 接種者数(人) | 2,382 | 2,301 | 2,116 | △266 |
| 接種率(%) | 26.2 | 25.3 | 23.7 | △2.5 |

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P208～P209) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|--------|-------|-------|
| 歯科保健事業 | 11,985 | 9,342 | 2,643 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|-------|------------|-------|
| 県支出金 | 2,795 | 報酬 | 1,119 |
| 一般財源 | 9,190 | 需用費 | 195 |
| | | 役務費 | 1,323 |
| | | 委託料 | 5,937 |
| | | 負担金補助及び交付金 | |
| | | | 3,253 |

【目的】

上越市歯科保健計画に基づき、生涯を通じて歯や口腔の健康状態を保ち、生活の質（QOL）を維持・向上させるため歯科疾患の発症予防及び重症化予防の取組を推進する。

【3年度目標】

- ・生涯を通じてかかりつけ歯科医を持つことと定期的な受診の重要性について啓発し、過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合50%以上を目指す。
- ・歯科健康診査（歯科医療機関委託）の受診率の向上を目指す。

【実施内容】

(1) 歯科健康診査事業

① 歯科医院やイベント等で行う歯科健康診査

成人歯科健康診査業務委託事業を実施するとともに、幼児健康診査やお口の健康フェスタにおいて、歯科健康診査やブラッシング指導等を行う。

| 事業名 | 対象者 |
|--------------------|---|
| 成人歯科健康診査 (業務委託) | 20歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、 70歳（令和3年度末年齢） 妊婦とその夫 |
| 歯と歯ぐきの健康診断 | 幼児健康診査と同時開催（18歳以上の希望者） お口の健康フェスタ（希望者） |

<事業内訳>

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|---------------------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 成人歯科健康診査 受診率 (%) | 8.5 | 6.2 | 8.8 | 0.3 |
| 歯と歯ぐきの健康診断 (件) | 700 | 300 | 650 | △50 |

② 受診率向上に向けた取組

- ・歯周疾患が全身の健康に影響を与えることなど、歯科健康診査の必要性について、広報上越や町内会等での健康講座において周知する。
- ・健康づくりポイント事業の活用により歯科健康診査受診者の増加を図る。
- ・民間保険会社との連携協定により、歯科健康診査の受診や口腔ケアの必要性の啓発を行う。

(2) 健康教育・健康相談

① すくすく赤ちゃんセミナーにおける啓発

歯周病は全身の健康への影響のみならず、妊娠期における歯周病が早産や低出生体重児のリスクとなるため、「生活歯援プログラム」を活用した問診や定期受診の薦め等を行い、歯周病予防の意識付けを行う。

② 歯周病予防講座

- ・ 保育園等における歯科衛生士による講話（歯周病と身体の健康との関連、定期的な受診とメンテナンスの必要性）を、歯周病予防の効果がある若い世代を中心にを行い、歯や口腔の健康管理の実践につなげる。
- ・ 「生活歯援プログラム」を活用したセルフチェックにより、受診の動機付けを行い、歯周病のみならず、糖尿病や心疾患などの発症予防及び重症化予防につなげる。

<事業内訳>

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|------------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 歯周病予防講座（回） | 10 | 10 | 10 | 0 |
| 実施者数（人） | 250 | 200 | 250 | 0 |

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、唾液潜血検査を中止し、「生活歯援プログラム」を使用した問診・フロスの配布及び推奨に重点を置いて実施する。

[充] ③ 高校生を対象とした歯肉炎予防講座

歯周病の発症が低年齢化する中で、高校生の歯肉炎発症を予防し、生活リズムと食習慣の形成、口腔ケアの定着を図るため、歯科衛生士による講話を実施する。

④ 町内会の健康講座や訪問活動等における啓発

歯周病の一因として肥満や口呼吸、喫煙があり、生活習慣病など全身の疾患との関連があることを啓発する。

[新] (3) 障がい者歯科診療センター負担金

協力大学から派遣の障害者歯科専門医と県歯科医師会認定障害者診療医による障害児・者の診療体制を確保するため、妙高市及び糸魚川市とともに負担金を交付する。

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P208～P209) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|---------------|-----|-----|------|
| こころの健康づくり推進事業 | 278 | 387 | △109 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|------|-----|------------|-----|
| 県支出金 | 222 | 報酬 | 29 |
| 一般財源 | 56 | 報償費 | 170 |
| | | 旅費 | 27 |
| | | 需用費 | 9 |
| | | 負担金補助及び交付金 | 43 |

【目的】

上越市自殺予防対策推進計画に基づき、精神保健や自殺予防対策に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりなど、自殺予防対策を総合的に推進し、自殺者の減少を図る。

【3年度目標】

- ・地域の自殺の実態に即した体制づくりのために、30地区で講座を実施し、自殺予防を地域で取り組む必要があると思う人を増やす。
- ・関係機関との連携を図り、自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

(1) 自殺予防についての啓発

- ・民生委員や一般市民等を対象とし、相談窓口の周知を図るとともに、地域の実態に即した自殺の課題や自殺予防の取組について話し合う講座を実施する。
- ・高齢者を支援する事業所を対象に研修会を行うとともに、事業所等が職員の不調時のサインやサポート方法を学ぶことができるよう、出前講座を実施する。

(2) 相談支援

- ・上越保健所や上越地域いのちこころの支援センターと連携しながら、電話や面接、訪問相談などを行い、必要に応じて医療機関などの関係機関へつなぐ。
- ・地域や行政、関係機関の役割を改めて確認するとともに、自殺予防に向けた取組について協議するため、上越市自殺予防対策連携会議を開催する。
- ・自殺未遂者や既遂者に関わっていた関係者等の心理的ケアを行うため、支援の振り返りなどの事例検討会を実施する。

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P208～P209) | 4款1項3目 | 予防費 |
|------------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------------------|---------|-----|---------|
| 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 912,059 | 0 | 912,059 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|-------|---------|----------|---------|
| 国庫支出金 | 912,059 | 報償費 | 191,691 |
| | | 需用費 | 33,428 |
| | | 役務費 | 12,078 |
| | | 委託料 | 602,354 |
| | | 使用料及び賃借料 | 32,328 |
| | | 備品購入費 | 32,400 |

【目的】

新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

【3年度目標】

新型コロナウイルスワクチン接種において、医療機関や介護保険施設運営法人等と連携し、ワクチン接種を希望する市民に対し、接種を行う。

【実施内容】

| | |
|------|---|
| 対象者 | 市民（住民票がある人、ただし、施設入所者等には特例措置あり） 対象者には、接種券を送付する。 |
| 優先順位 | 高齢者、高齢者施設等の従事者、一般市民の順で接種する。 |
| 接種回数 | 1人につき2回接種（21～28日以上の間隔を開けて接種） 1回目と2回目のワクチンは同じ種類のワクチンを接種する。 個別送付する接種券で回数や間隔を確認し、接種する。 |
| 接種費用 | 自己負担なし（全額国負担） |
| 実施方法 | 委託医療機関での個別接種 介護保険施設等での施設集団接種 集団接種（高田城址公園オーレンプラザ及びユートピアくびき希望館など8か所程度を想定） |
| 市民周知 | 個別通知、広報上越、市ホームページなど |
| 相談対応 | コールセンターを設置し、個別及び集団接種に関する問合せに対応する。 ※医療的な相談については、県が設置するコールセンターが対応する。 |
| その他 | ワクチンを保管するディープフリーザー12台を配置する。 |

| | | |
|------------------|-------------|-------|
| 歳出科目 (P210～P211) | 4 款 1 項 4 目 | 環境衛生費 |
|------------------|-------------|-------|

単位：千円

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|-------|-------|-----|
| 畜犬管理事業 | 4,356 | 3,952 | 404 |

| 主な財源 | | 主な経費 | |
|----------|-------|----------|-------|
| 使用料及び手数料 | 3,795 | 報酬 | 2,430 |
| 諸収入 | 561 | 役務費 | 548 |
| | | 共済費 | 238 |
| | | 需用費 | 151 |
| | | 委託料 | 514 |
| | | 使用料及び賃借料 | 271 |

【目的】

畜犬登録及び狂犬病予防注射の接種を徹底させるとともに、動物愛護の精神及び犬や猫等の飼い主のマナーについて広く啓発し、動物と快適に共生できる環境づくりを推進する。

【3年度目標】

- ・ 犬の新規登録手続や、犬、猫等の飼い方のマナーについて、広報上越や啓発チラシの町内会班回覧等により啓発し、適正な飼育を推進する。
- ・ 犬や猫の苦情相談について、関係機関と連携して対応し、早期に解決する。
- ・ 狂犬病発生につながるリスクを排除するため、犬の飼い主への個別通知の発送や広報上越等による啓発により、予防注射接種率 97.0%を目指す。

【実施内容】

- (1) 畜犬の登録管理を行う。
- (2) 手指消毒の徹底や待機列の間隔の確保等の感染防止対策を行った上で、狂犬病予防の集合注射を実施する。
- (3) 未接種登録犬の飼い主への督促状の発送や、所在不明犬の電話等による実態把握及び登録台帳の整理を行う。
- (4) 広報上越や啓発チラシの町内会班回覧等により、犬や猫等の飼い主に対する適正飼育の啓発を行う。

<狂犬病予防注射の見込み・計画>

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 計画② | 比較増減 ②-① |
|------------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 当初計画① | 実績見込み | | |
| 登録頭数(頭) | 6,920 | 6,748 | 6,672 | △248 |
| 予防注射頭数(頭) | 6,713 | 6,355 | 6,472 | △241 |
| 予防注射接種率(%) | 97.0 | 94.2 | 97.0 | 0 |

| | |
|-------|---------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 議案第2号 |
| 提出課 | 国保年金課 |

令和3年度上越市国民健康保険特別会計予算の概要

1 事業の目的

被用者保険等に加入していない75歳未満の市民を対象とする国民健康保険事業を的確に運営し、加入者に対して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査等を実施し、加入者の健康維持・増進を図る。

2 国民健康保険の広域化の状況

国民健康保険は平成30年度から、県と市町村が共に保険者として、広域的に国民健康保険を運営する新しい支え合いの仕組みとなった。国は、市町村国保に対し平成27年度から約1,700億円の財政支援を行ってきており、平成30年度からは支援を約3,400億円に拡充し、国保の財政基盤を強化している。令和2年度には、保険者努力支援制度において予防・健康づくりを強力に推進するため、新たに500億円が追加され、令和3年度も引き続き同様の支援が行われる見込みである。

また、県では「新潟県国民健康保険運営方針」に基づき財政運営の責任を担う中で国民健康保険財政運営の安定化を図っている。運営方針では、対象期間の中間年に当たる令和2年度に必要な見直しを行うこととされていることから、県と市町村で協議し、国が作成した都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改正に伴う修正のほか、保険料水準の在り方等の改正が行われた。

今後は、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制等の差に留意しつつ、将来的な保険料水準の統一を視野に、定義や前提条件及び統一に必要な課題の整理と対応方法を県と県内市町村で検討を進める。

3 国民健康保険税

国民健康保険税では、県が提示した標準保険税率を参考に、市町村の責任において保険税率を決定する仕組みとなっている。県から示された令和3年度の標準保険税率は「引上げ」であったが、前年度と同様に保険給付費の推移や収納率などを基に算定した結果、現行の保険税率で不足する保険給付費について財政調整基金を活用することで対応し、現行税率を「据置き」とする。

令和2年度においても税率を据置きとする中、財政調整基金の取崩額の実績見込額は、当初予算額よりも少なく抑えられる見込みであることから、安定した国民健康保険の運営が図られている。

| 区分 | 保険税率 | | | 1人当たり 調定額 |
|------------|-------|---------|---------|--------------|
| | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 | |
| 医療給付費分 | 7.50% | 19,400円 | 26,000円 | 61,209円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 2.43% | 10,700円 | — | 19,208円 |
| 介護納付金分 | 2.33% | 13,800円 | — | 23,538円 |

※1人当たり調定額は令和2年度国民健康保険税賦課状況調査票での報告額

4 国民健康保険事業費納付金

県は市町村へ保険給付等の国保運営に必要な額を交付するために、県全体の保険給付費、被保険者数、国庫負担金等の推計を基に事業費を算定し、市町村へ事業費納付金額を提示する。市町村は収納した保険税に県から交付される県支出金等を加えて事業費納付金を県へ納付する。

(単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度予算 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 事業費納付金 | 4,490,393 | 4,373,513 | 4,165,782 |

5 令和3年度に予定されている国民健康保険制度の改正内容

○ 国民健康保険税均等割等の軽減判定基準の見直し

【趣旨】

平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることにより、税負担自体は増加しないものの、軽減判定基準額が上昇することとなり、軽減割合が低下したり、軽減対象から外れたりする被保険者が生ずることとなる。

このことから、軽減判定基準を見直し、不利益が生じないようにするもの。

【改正内容】

軽減判定における基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、世帯に給与所得者又は年金所得者が2人以上いる場合は、当該給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

なお、当該改正内容は令和3年度以降の保険税から適用する。

<保険税均等割額及び平等割額の軽減判定基準額>

| 軽減割合 | 現行 | 改正後 |
|------|---|--|
| 7割軽減 | 基礎控除額 (33万円) 以下 | 基礎控除 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 |
| 5割軽減 | $33万円 + (28.5万円 \times \text{被保険者数})$ 以下 | $43万円 + (28.5万円 \times \text{被保険者数})$ +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 |
| 2割軽減 | $33万円 + (52万円 \times \text{被保険者数})$ 以下 | $43万円 + (52万円 \times \text{被保険者数})$ +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 |

※給与所得者等の数とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与所得を有する者(55万円を超える給与収入を有する者)の数と公的年金等に係る所得を有する者(65歳未満は60万円を、65歳以上は110万円(当分の間、125万円と読み替え)を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者)の数の合計数をいう。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含む。

6 被保険者数・世帯数

(単位：人)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|---------------|--------|----------------|-------------|
| 国保被保険者総数 | 36,331 | 35,573 | 34,947 |
| 一般被保険者 | 36,227 | 35,573 | 34,947 |
| 前期高齢者 | 20,581 | 20,650 | 20,589 |
| 退職被保険者 | 104 | 0 | 0 |
| 国保加入率 (%) | 19.0 | 18.8 | 18.6 |
| 国保加入世帯数 (世帯数) | 23,540 | 23,300 | 23,179 |

※被保険者数、世帯数は3月末から翌年2月末までの年間平均

※国保加入率は、12月31日現在の住民基本台帳人口で被保険者総数を除したもの

※退職者医療制度は、平成26年度をもって廃止され、経過措置対象者が全て65歳に達する令和2年3月末で0人となった。

7 保険給付費

(単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|--------|------------|----------------|-------------|
| 総 額 | 12,811,386 | 12,502,242 | 12,657,155 |
| 一般被保険者 | 12,781,009 | 12,501,668 | 12,656,577 |
| 前期高齢者 | 8,727,930 | 8,637,515 | 8,929,898 |
| 退職被保険者 | 30,377 | 574 | 578 |

※審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。「8 1人当たり保険給付費」についても同様

※退職被保険者は0人であるが、遡及給付分の見込額を計上している。

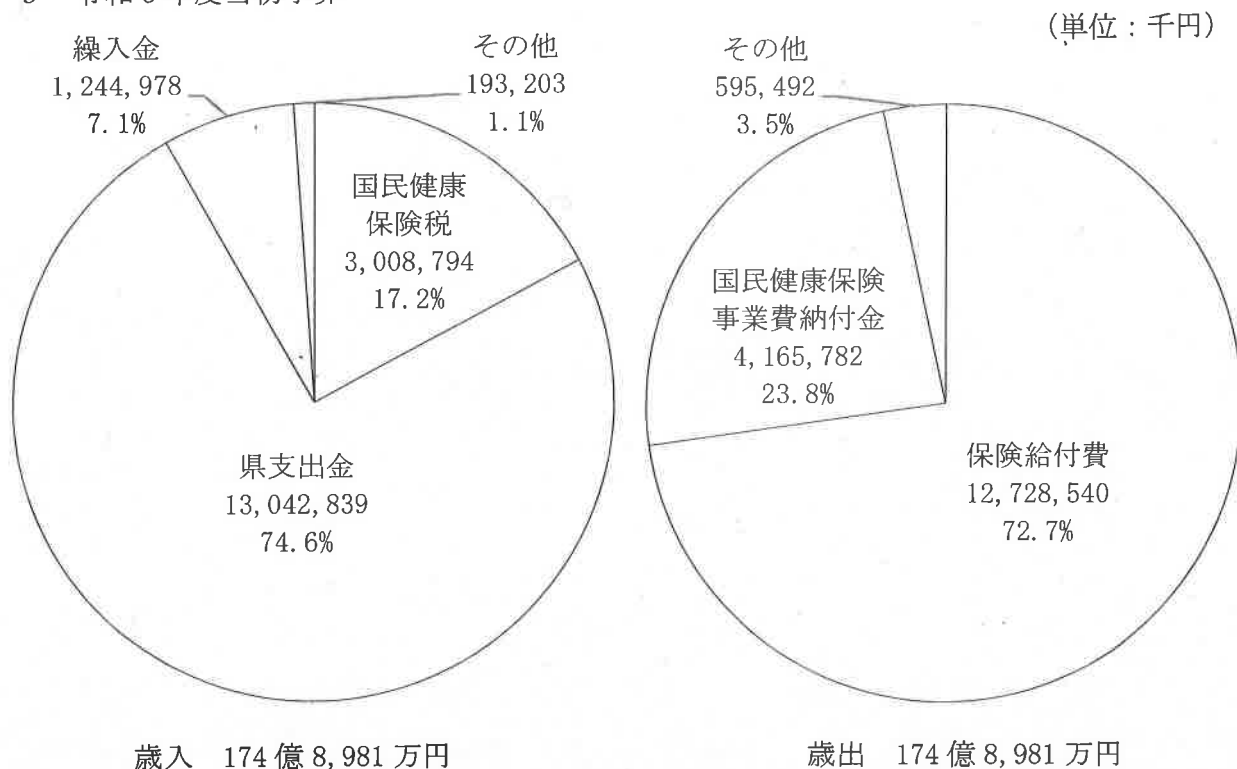
8 1人当たり保険給付費

(単位：円)

| 区 分 | 平成元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|--------|---------|----------------|-------------|
| 総 額 | 352,630 | 351,453 | 362,181 |
| 一般被保険者 | 352,803 | 351,437 | 362,165 |
| 前期高齢者 | 424,077 | 418,282 | 433,722 |
| 退職被保険者 | 292,087 | — | — |

※退職被保険者は、令和2年3月末で0人となり遡及給付のみが対象であることから、1人当たり保険給付費は積算できない。

9 令和3年度当初予算



10 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

| 内 訳 | | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|-------|--------------|-----------|----------------|-------------|
| 法定内繰入 | 保険基盤安定繰入金 | 856,613 | 835,669 | 840,922 |
| | 職員給与費等繰入金 | 188,486 | 186,508 | 183,531 |
| | 出産育児一時金等繰入金 | 21,735 | 17,704 | 21,840 |
| | 財政安定化支援事業繰入金 | 175,400 | 172,775 | 172,775 |
| 合 計 | | 1,242,234 | 1,212,656 | 1,219,068 |

11 国民健康保険特別会計財政調整基金の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|-------------|---------|----------------|-------------|
| 基金繰入金 (取崩し) | 194,245 | 172,375 | 25,910 |
| 基金積立金 (積立て) | 147,866 | 91,617 | 63,575 |
| 年度末基金残高 | 937,488 | 856,730 | 894,395 |

※「年度末基金残高」は前年度の「年度末基金残高」から「基金繰入金 (取崩し)」を減じ、「基金積立金 (積立て)」を加えた額

12 出産育児一時金等

(1) 出産育児一時金【1件当たり：最大42万円 (産科医療保障制度活用時)】

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|-----------|--------|----------------|-------------|
| 給付件数 (件) | 79 | 63 | 78 |
| 給付総額 (千円) | 32,603 | 26,460 | 32,760 |

※給付総額には、出産育児一時金審査委託料を含まない。

(2) 葬祭費【1件当たり：4万円】

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|----------|--------|----------------|-------------|
| 給付件数（件） | 307 | 312 | 300 |
| 給付総額（千円） | 12,280 | 12,480 | 12,000 |

1.3 収納対策

(1) 口座振替率の向上

収納率の向上を図るため、口座振替の件数の増加に向け、令和3年度の口座振替率の目標を70.0%とする。

(単位：%)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 口座振替率 | 68.6 | 68.4 | 70.0 |

※本算定時の口座振替率。令和3年度は目標

(2) 納税相談の実施と柔軟な対応

- ・年度初め及び年度末の休日に納付受付を行う。
- ・収納課が行う一斉催告にあわせて、国保年金課において電話催告を行う。
- ・短期証及び資格証明書発行者を含む滞納者に対しては、家庭状況や就労状況等の事情を聴き、納税計画の作成や分割納付の相談に応じるなど、個別に柔軟な対応を行う。
- ・口座振替を推進するとともに、窓口納付、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリでの納付も行い、納付の利便性向上を図る。

(3) 収納体制について

- ・納入促進員を配置し、きめ細かな臨戸訪問を実施する。
- ・新潟県地方税徴収機構との連携による収納を実施する。
- ・予定収納率95.0%

1.4 短期証及び資格証明書の交付状況

| 区 分 | | 令和元年度(1月末) | 令和2年度(1月末) |
|-------|------------|------------|------------|
| 短 期 証 | 交付世帯・人数 | 342世帯 568人 | 354世帯 568人 |
| | (再掲) 18歳以下 | 39世帯 66人 | 40世帯 72人 |
| 資格証明書 | 交付世帯・人数 | 124世帯 142人 | 93世帯 114人 |
| | (再掲) 18歳以下 | 11世帯 16人 | 7世帯 10人 |

※短期証及び資格証明書の対象世帯のうち、「18歳以下」の被保険者には期間6か月の短期証を交付

1.5 保健事業

保健事業は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする上越市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画に基づき実施している。令和3年度は、令和2年度に中間見直しを行った計画に基づき保健事業を実施する。

(1) 特定健康診査 150,329

特定健康診査を実施し、予防可能な糖尿病、高血圧症、脂質代謝異常症、肥満症等の生活習慣病有病者・予備群の減少に向け、国民健康保険被保険者の健康の維持増進に取り組み、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることで国民健康保険財政の健全化を目指す。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 28,490人(40歳以上の国民健康保険加入者のうち施設入所者等を除く) |
| 実施回数 | 224回 |
| 自己負担金 | 1,500円(40歳、50歳、60歳及び70歳以上は無料) |
| 検査項目 | 腹囲測定、心電図検査、眼底検査、問診、理学的検査、身長・体重・BMI測定、血圧測定、尿検査、脂質検査、肝機能検査、貧血検査、※腎機能検査、※血糖検査、※血清尿酸検査 (※は、市独自でクレアチニン検査、尿素窒素、HbA1c検査及び血清尿酸検査を実施) |

・特定健康診査の目標受診率については、上越市保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、43.6%(法定報告値)とする。新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みを回復すべく受診勧奨等の強化を図っていく。

(法定報告値：H30年度：53.1%、R1年度：53.0%、R2年度見込み：40.1%)

(暫定値：H30年度：50.8%、R1年度：50.8%、R2年度見込み：38.4%)

※法定報告値は年度途中の国保脱退、加入者を除く国に報告する数値。毎年12月頃に確定する。暫定値は年度途中の国保脱退、加入者を含む毎月算定している数値。

① 健診予約方法の拡充

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、特定健康診査を電話での予約制に変更して実施した。令和3年度も予約制を継続し、新たに特定健康診査を含む全ての健康診査をインターネットからも予約申込みができるよう拡充を図る。

② 受診環境の充実

年代ごとのライフサイクルにあわせ、土曜日・日曜日健診、がん検診の同日実施、医師会健診の拡充、保育ルーム設置により受診環境の充実を図る。

③ 受診率向上に向けた取組

保健師・栄養士が未受診者への個別連絡や健康講座等で受診勧奨を実施する。また、特定健康診査は医療機関で治療中の人も対象になるため、各医療機関に対し診療情報の提供を依頼するとともに、受診率向上に向けた協力を要請する。

特に受診率の低い地域においては、民間事業者に委託し健診受診勧奨を実施する。

また、JAや商工会が斡旋する健診を受診している人に健診結果(データ)の市への提供を引き続き働きかけるとともに、保健指導の実施により重症化の予防を図る。

[充]④ 高血圧改善に向けた取組

脳血管疾患や心疾患につながる高血圧を予防・改善するため、モデル地区を設けて健康診査時に尿中塩分測定を行い、保健指導を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携を強化し、減塩の推進や家庭血圧測定の定着などを行う。

(2) 特定保健指導 9,839

特定健康診査後は、全ての受診者を対象に健診結果説明会を実施する。その後、特定保健指導（国の基準により、「動機づけ支援」「積極的支援」に区分）の該当者を抽出し、対象者が自ら生活習慣上の課題を認識し、主体的に生活習慣の見直しに取り組み、継続して自己管理を行うことで生活習慣病の予防や健康的な生活を維持できるよう、保健指導を実施する。

(単位：人)

| 区 分 | | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 計画 |
|--------|------|-------|----------------|-------------|
| 動機づけ支援 | 対象者数 | 1,040 | 912 | 927 |
| | 訪問数 | 750 | 577 | 597 |
| 積極的支援 | 対象者数 | 220 | 193 | 196 |
| | 訪問数 | 112 | 86 | 89 |

- ・特定保健指導の実施率は、令和元年度までは国が示す60%の目標を達成しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年よりも実施率が大幅に低下する見込みとなっており、60%を維持できるよう引き続き訪問保健指導等の強化を図っているところである。以上を踏まえ、上越市保健事業実施計画（データヘルス計画）において令和3年度以降の目標値を1.0ポイント増と設定していることから、目標実施率を61.0%とする。（法定報告値：H30年度：62.2%、R1年度：68.4%、令和2年度見込み：60.0%）

(3) 生活習慣病予防対策 31,436

国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防の実践を推進し、生活の質（QOL）の向上を目指すため、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予備群の対象者に対し、改善すべき課題を明らかにした上で、生活習慣病の改善に向けた支援を実施する。

① 糖尿病・高血圧・心房細動等の重症化予防の取組

生活習慣病の重症化による心疾患、脳血管疾患等を予防するため、生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人のレセプトと健診受診状況を突合し、健診の受診勧奨や医療中断・服薬確認を確実に実施し、重症化を予防する。

② 健診受診者に対する保健指導

特定健康診査を受診した全ての人を対象に健診結果説明会や訪問等で保健指導を実施し、健診結果データから自己管理と生活改善を促すことで重症化を予防する。

また、健診結果から生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人を対象に個別保健指導（重症化予防訪問）を実施し、適切な治療と生活改善に結びつけることにより重症化予防を推進する。

③ 生活習慣病予防講座

・糖負荷試験検査（3回）

糖尿病等の生活習慣病の予備群の人を対象に糖負荷検査を行い、その結果に基づいて保健指導を行い、自ら健康管理ができるように支援する。

・頸動脈エコー・尿中アルブミン検査（個別対応）

特定保健指導の積極的支援該当者等に動脈硬化の状態を確認するための検査を行い、医療機関への受診や生活習慣等の改善につなげる。

・自己負担金

糖負荷試験検査 2,200 円、頸動脈エコー・尿中アルブミン検査 1,800 円

[充]④ 健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりの取組を進めるため、各種健康診査の受診や健診結果説明会、健康に関する講座等への参加にポイントを付与し、15 ポイントで市温浴施設の入浴券又は地産地消推進店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品の地場産品等が当たる健康づくりポイント事業を引き続き実施する。

新たに、モバイル端末による申込みを開始し、若い世代を含む市民の健康増進の取組を支援する。

⑤ 結核・精神の特別調整交付金申請に係る基礎資料の作成委託

結核・精神に係る医療費が医療費全体の 14/100 を超える分について国から交付される、特別調整交付金に対する申請基礎資料の作成を委託する。なお、この交付金は令和元年度実績で 48,381 千円の交付を受けている。

(4) 人間ドック健診助成 10,185

国民健康保険被保険者の健康増進を図ることを目的に、35 歳以上の人を対象に受診費用の一部を助成する（助成額：10,000 円）。

| 区 分 | 内 容 |
|-------|------------------------------------|
| 助成対象者 | 35 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者 2,085 人 |
| 受診期間 | 5 月下旬から翌年 3 月まで |
| 受診場所 | 市が指定した健診実施機関 9 か所（市内 5 か所、市外 4 か所） |

※R 元年度：2,071 人、R2 年度見込み：1,920 人

(5) 医療費通知 2,253

国民健康保険被保険者に対し、健康の大切さや自身の健康管理への意識の向上を図るとともに、医療費の実態を理解していただくため、医療費通知を送付する。

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 発行回数 | 年 1 回（年 2 回から年 1 回に変更） |
| 通知内容 | 受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局の別、日数、医療費の総額、国民健康保険の負担額、公費等の負担額、患者負担額 |
| 発送数 | 20,821 件（見込み） |

※R 元年度：63,838 件、R2 年度見込み：43,159 件

(6) ジェネリック医薬品差額通知 390

ジェネリック医薬品の利用促進に向け、ジェネリック医薬品が低価格であることを周知するとともに、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の削減効果額を試算したお知らせを送付する。

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 発行回数 | 年 2 回 |
| 通知内容 | 医薬品名、自己負担額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減される自己負担額 |
| 抽出条件 | ・先発医薬品に対応するジェネリック医薬品があること ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合、差額の合計が 100 円以上で投与期間が 14 日以上であること等（腫瘍用薬・精神神経用剤を除く） |
| 発送数 | 4,064 件 (2,032 件/回) 見込み |

※R 元年度：5,580 件、R2 年度見込み：4,643 件

ジェネリック医薬品普及率（各年度 11 月診療時点） (単位：%)

| 区 分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------------|----------|-------|---------|
| 数量ベース（新指標） | 80.4 | 81.3 | 83.0 |
| 金額ベース（旧指標） | 21.5 | 19.7 | 21.4 |

※新指標とは「ジェネリック医薬品に変更済の医薬品」の数量を「全医療用医薬品のうち、ジェネリック医薬品に変更済と変更可能な医薬品」の数量で除した値

※旧指標とは「ジェネリック医薬品に変更済の医薬品」の金額を「全医療用医薬品」の金額で除した値

| | |
|-------|---------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 議案第5号 |
| 提出課 | 国保年金課 |

令和3年度上越市後期高齢者医療特別会計予算の概要

1 事業の目的

高齢期における適切な医療を確保するとともに、健康診査等を実施し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と運営に係る事務を分担し、市は保険料の徴収、各種申請受付及び被保険者証の引渡しなどの業務を確実に実施する。

2 後期高齢者医療保険料

保険者である広域連合において、被保険者数の推移や1人当たり保険給付費、後期高齢者負担率の上昇等の増加要因を考慮し、令和2年度に保険料率を引き上げた。2年間は同じ保険料率とされており、令和3年度は保険料率が据え置かれる。

| 保険料率 | |
|-------|---------|
| 均等割額 | 40,400円 |
| 所得割率 | 7.84% |
| 平均保険料 | 54,154円 |

<高齢者の医療費の財源>

高齢者の医療費の財源は、5割を公費、4割を後期高齢者医療制度以外の保険加入者の保険料、残り1割を被保険者が保険料として負担する。国から示される高齢者負担率は、増加傾向にある。

| 公費負担 5割 | | | 後期高齢者交付金 4割 | | 保険料 (高齢者 負担率) 1割 |
|------------|--------------------|------------|--------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 国 [3/6] | 調整交 付金 [1/6] | 県 [1/6] | 市町村 [1/6] | 74歳までの人からの支援金 (後期高齢者医療制度以外の保険加入者) | |
| | | | | | |

3 令和3年度に予定されている後期高齢者医療制度の改正の内容

(1) 保険料均等割の軽減判定基準の見直し

【趣旨】

平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることにより、税負担自体は増加しないものの、軽減判定基準額が上昇することとなり、軽減割合が低下したり、軽減対象から外れたりする被保険者が生ずることとなる。

このことから、軽減判定基準を見直し、不利益が生じないようにするもの。

【改正内容】

軽減判定における基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、世帯に給与所得者又は年金所得者が2人以上いる場合は、当該給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

なお、当該改正内容は令和3年度以降の保険料から適用する。

< 保険料均等割額の軽減判定基準額 >

| 軽減割合 | 現行 | 改正後 |
|------|-----------------------------|--|
| 7割軽減 | 基礎控除額 (33万円) 以下 | 基礎控除 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 |
| 5割軽減 | 33万円 + (28.5万円×被保険者数) 以下 | 43万円 + (28.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 |
| 2割軽減 | 33万円 + (52万円×被保険者数) 以下 | 43万円 + (52万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下 |

※給与所得者等の数とは、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者のうち、給与所得を有する者（55万円を超える給与収入を有する者）の数と公的年金等に係る所得を有する者（65歳未満は60万円を、65歳以上は110万円（当分の間、125万円と読み替え）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者）の数の合計数をいう。

(2) 保険料軽減特例の見直し

国では、激変緩和措置として実施してきた低所得者等を対象とした保険料軽減の特例措置について、令和元年度から令和3年度までの3か年をかけて見直しを行っている。

< 軽減特例見直し >

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|--------|------------------|-----------------------|---------------------|
| | 特例等内容 | 改正内容 | 改正内容 | 改正内容 |
| 低所得者にかかる均等割 (年金収入80万円以下かつ、その他所得が無い場合) | 9割軽減 | 9割軽減を 8割軽減に変更 | 8割軽減を 7割軽減に変更 | — |
| 低所得者にかかる均等割 (所得金額33万円以下の場合。年金収入の場合168万円以下) | 8.5割軽減 | — | 8.5割軽減を 7.75割軽減に変更 | 7.75割軽減を 7割軽減に変更 |
| 元被扶養者にかかる均等割軽減の適用期限 | 当分の間 | 当分の間を 2年間に変更 | — | — |

※元被扶養者とは、後期高齢者医療制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった人をいう。

< 軽減特例見直しに伴う令和3年度の影響 >

| 区 分 | | 影響人数 | 影響見込額 |
|-------------|--------------|--------|---------|
| 低所得者にかかる均等割 | 7.75割軽減→7割軽減 | 6,814人 | 2,065万円 |
| 合 計 | | 6,814人 | 2,065万円 |

※令和3年1月時点の広域連合の試算

4 被保険者数 (単位：人)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|-------|--------|----------------|-------------|
| 総 数 | 32,265 | 32,300 | 32,829 |
| 障害認定者 | 299 | 320 | 340 |

※年間平均被保険者数

5 保険給付費・1人当たり保険給付費

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|---------------|------------|----------------|-------------|
| 保険給付費総額(千円) | 22,414,924 | 22,645,659 | 23,138,109 |
| 1人当たり保険給付費(円) | 694,713 | 701,104 | 704,807 |

6 一般会計からの繰入金 (単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|-----------|---------|----------------|-------------|
| 保険基盤安定繰入金 | 420,235 | 465,167 | 465,709 |
| 事務費繰入金 | 42,062 | 47,420 | 48,040 |
| 合 計 | 462,297 | 512,587 | 513,749 |

7 収納対策

(1) 収納体制

適正かつ効果的・効率的な滞納整理を実施し、保険料収納率の向上を図る。
 予定収納率 99.63%

(2) 口座振替率の向上

収納率の向上には口座振替の利用率を高めることが有効であることから、新規加入者へ保険証を送付する際に口座振替依頼書を同封するなど、引き続き口座振替手続の勧奨を行う。

(単位：%)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 口座振替率 | 75.1 | 75.7 | 76.0 |

※本算定時の口座振替率。令和3年度は目標

(3) 納付相談の実施と柔軟な対応

- ・短期証対象者の納付相談や収納課の一斉催告と納付窓口開設など双方の取組において情報共有を行うとともに、滞納者の状況に応じて柔軟な対応を図る。
- ・新たな滞納者を防ぐため、督促状発送前の事前通知や新規未納者への制度説明による納付の勧奨など、きめ細かな対応を継続していく。

<短期証の交付状況>

(単位：人)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|-------|-------|
| 交付者数 | 4 | 3 |

※各年度1月末現在

8 保健事業

令和2年度から始まった「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組として、引き続き高齢者の健康課題の把握を行い、庁内外の関係者間で健康課題の分析や共有、既存の関連事業との調整、医療関係団体との連携を進め、切れ目ない支援を実施していく。

(1) 訪問指導事業

高齢者の重症化予防に向け、健診結果からハイリスク者を抽出して訪問し、健診結果や生活実態を踏まえた保健指導を実施し、引き続き高齢者の健康意識を高め、健康寿命の延伸を図っていく。

(2) 生活習慣病予防対策事業

生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室・健康相談を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図っていく。

(3) 後期高齢者歯科健診事業

高齢者の口腔内機能を維持することにより、全身疾患の元となる糖尿病や動脈硬化に伴う心疾患、誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、定期受診や口腔内ケアの重要性について意識啓発を図る。

対象者：後期高齢者医療被保険者のうち、76歳と80歳になる人

(単位：人)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 予算 |
|-------|-------|----------------|-------------|
| 健診受診者 | 1,251 | 950 | 1,200 |

(4) 人間ドック健診助成

高齢者の健診受診の選択肢を維持し、人間ドックを含む定期健診により、疾病の早期発見や早期治療による重症化予防を図ることを目的に、健診費用の一部を助成する。

| 区分 | 内容 |
|-------|---|
| 助成対象者 | 後期高齢者医療被保険者 240人 |
| 受診期間 | 4月1日から翌年3月末日まで |
| 助成額 | 10,000円 |
| 助成要件 | 受診日現在、市内に住所のある人 ※後期高齢者健康診査を受診した人、他制度の助成適用者を除く。 |

※R元年度：227人、R2年度見込み：205人

[参考] 後期高齢者医療制度関係予算の会計間・団体間の関連

